

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月12日

【四半期会計期間】 第72期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

【会社名】 株式会社ヨロズ

【英訳名】 YOROZU CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 志藤 健

【本店の所在の場所】 横浜市港北区樽町三丁目7番60号

【電話番号】 045(543)6800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員 財務部長 佐草 彰

【最寄りの連絡場所】 横浜市港北区樽町三丁目7番60号

【電話番号】 045(543)6800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員 財務部長 佐草 彰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第71期 第1四半期 連結累計期間	第72期 第1四半期 連結累計期間	第71期
	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	41,344	41,519	172,797
経常利益又は経常損失 () (百万円)	2,101	390	7,355
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 () (百万円)	1,128	863	3,700
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,531	5,844	61
純資産額 (百万円)	98,195	89,643	96,027
総資産額 (百万円)	148,281	147,857	151,351
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	45.54	34.85	149.39
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	45.19		148.15
自己資本比率 (%)	55.3	50.0	52.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)にて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、米国は堅調な景気拡大が継続しているものの、英国がEU離脱を決定したことによる欧州経済の動向や、中国及び新興国経済の成長鈍化を受け、先行き不透明な状態が続いております。

一方、日本経済は、企業収益や雇用環境の改善等により緩やかな回復基調が続いたものの、年初来の急激な円高による輸出企業の収益悪化や個人消費の停滞感が見られることにより、足踏み状態となっております。

当社グループが関連する自動車業界におきましては、生産の状況は、北米では好調が続いており、中国では景気は減速しつつも引き続き拡大しておりますが、その他地域ではほぼ横ばいとなっております。国内市場では、消費税率引上げの先送りによる駆込み需要の減少や燃費不正の影響等により、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループは中期経営計画「Yorozu Spiral-up Plan 2017」の2年目として計画に掲げた諸施策を継続実施しているところであります。

当第1四半期の売上高は、前年同期比0.4%増の41,519百万円となりました。利益面では、米国の景気拡大による労働市場の逼迫に起因する労務費の増加などにより、営業利益は前年同期比34.5%減の1,087百万円、経常利益は、前年同期での為替差益計上から、当第1四半期では為替差損計上となったことなどにより、前年同期に比べ2,491百万円減の390百万円の損失、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期に比べ1,991百万円減の863百万円の損失となりました。

なお、当第1四半期連結累計期間の為替換算レートは、115.32円/ドル(前第1四半期連結累計期間は119.16円/ドル)であります。

セグメントの状況は、以下のとおりであります。

日本

部品売上の減少に加え金型・設備売上が減少したことなどにより、売上高は前年同期比9.9%減の10,911百万円、営業利益は前年同期比32.2%減の853百万円となりました。

米州

円高に伴う円換算での減少影響はあったものの、米国を中心とした生産の増加などにより、売上高は前年同期比9.8%増の21,676百万円となりました。しかしながら、損益面では、米国での労働市場の逼迫に伴う離職者の増加とそれに伴う生産性の低下による労務費の増加などにより、前年同期に比べ863百万円減の551百万円の営業損失となりました。

アジア

中国、インドでの生産は増加したものの、タイでの生産の減少や円高に伴う円換算での減少影響などにより、売上高は前年同期比6.9%減の12,174百万円となりました。営業利益はタイの収益改善や中国での売上増加効果などにより約5.5倍の726百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

流動資産は、前連結会計年度末と比べ291百万円増加の67,408百万円となりました。これは、「現金及び預金」が1,789百万円減少しましたが、「仕掛品」が1,091百万円増加したこと、「受取手形及び売掛金」が486百万円増加したこと、「その他」に含まれる未収入金が644百万円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末と比べ3,785百万円減少の80,448百万円となりました。これは、「有形固定資産」の「機械装置及び運搬具」が2,704百万円減少したこと、「投資その他の資産」に含まれる投資有価証券が849百万円減少したことなどによります。

この結果、総資産は前連結会計年度末と比べ3,494百万円減少の147,857百万円となりました。

(負債の部)

流動負債は、前連結会計年度末と比べて3,851百万円増加の46,944百万円となりました。これは、「短期借入金」が3,599百万円増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末と比べ961百万円減少の11,269百万円となりました。これは、「長期借入金」が618百万円減少したことなどによります。

この結果、負債合計は前連結会計年度末と比べ2,890百万円増加の58,213百万円となりました。

(純資産の部)

純資産合計は、前連結会計年度末と比べ6,384百万円減少の89,643百万円となりました。これは、「その他の包括利益累計額」の「為替換算調整勘定」が4,046百万円減少したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

1. 株式会社の支配に関する基本方針

1) 基本方針

当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社・関連会社が永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ及びブランドイメージ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆さま共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを、その基本方針としております。

2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記の企業価値の向上に向けた取組み、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み、積極的な株主還元及び当社の考える企業の社会的責任に向けた取組みを、それぞれ実施しております。

企業価値の向上に向けた取組み

当社は、昨年、長期ビジョンとその第1期となる2017年までの業績目標を示した中期経営計画YSP2017を公表し、「サスペンションシステムを通じて新たな価値を生み出し、“ヨロズブランドを世界に”」という新しい企業ビジョンのもと、「製品力・開発力の更なる強化」、「世界の主要自動車メーカーへの販路拡大」及び「多様性を尊重したグローバルマネジメントの強化」を実践しサスペンション部品と周辺部品とを一体システムとして性能開発から量産までを行う『サスペンションシステムメーカー』となることによって、企業価値を更に向上させる取り組みを進めております。

コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、取締役会を経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要な決定を行うとともに、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する機関として位置付けておりますが、株主の皆さまに対する経営陣の責任をより一層明確にするため、平成13年6月27日開催の第56回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

更に、当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、平成27年6月10日開催の第70回定時株主総会において、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」に移行し、監査・監督機能の強化を図り、それに伴い独立性の高い社外取締役を新たに2名選任いたしました。

積極的な株主還元

当社は、YSP2017において、配当方針につき、これまでの「安定配当」から「目標配当性向の設定」へと変更することとし、2015年度から2017年度の連結配当性向35%を目標としております。他方、内部留保は、将来の企業価値増大に必要な資金として、研究開発費や設備投資、戦略投資等に充当する方針です。

当社の考える企業の社会的責任に向けた取組み

当社は、創立以来、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を経営姿勢とし、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たすことが必要と認識し、事業活動を行ってまいりました。今後とも、お客さまの満足と技術革新、法令等の遵守、環境問題への取組み、グ

ローバル企業としての発展、企業情報の開示、人権の尊重、公正な取引、経営幹部の責任の明確化を図ることによって、企業の社会的責任を遂行してまいります。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社が導入した買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）は、当社が発行者である株券等について、特定の株主、その特別関係者及び実質的に支配する者もしくは共同ないし協調して行動する者の株券等保有割合が20%以上となる買付を行うこと等を希望する買付者が出現した場合に、当該買付者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提供された情報が、当社社外取締役を含む当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立諮問委員会に提供され、その検討・評価を経るものとします。独立諮問委員会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、その他買付者の買付等の内容の検討の結果、当該買付者による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。また、独立諮問委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置発動の要否や内容について賛否を求める形式により、株主の皆さまの意思を確認することを勧告できます。当社取締役会は、独立諮問委員会の上記勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動または中止の決議を行います。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を定めることがあります。

本プランの有効期間は、平成30年6月開催予定の第73回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または独立諮問委員会の勧告により取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4) 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及びコーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議が平成27年3月5日に公表した「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

企業価値または株主共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆さまに対して提示すること、あるいは、株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益の確保・向上を目的としております。

事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆さま及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆さまに適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

株主意思の重視

当社は、平成27年6月10日開催の第70回定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続を承認いただいております。また、前述したとおり、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆さまの意思に係らしめられています。

外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたり、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者の立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

独立諮問委員会への諮問

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立諮問委員会を活用するものとし、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立諮問委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替

させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)またはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。以上から、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,648百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	25,055,636	同左	東京証券取引所市場 第一部	単元株式数は、100株であり ます。
計	25,055,636	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年6月30日		25,055,636		6,200		6,888

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 285,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,765,700	247,657	
単元未満株式	普通株式 4,136		
発行済株式総数	25,055,636		
総株主の議決権		247,657	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式77株が含まれております。
- 3 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ヨロズ	神奈川県横浜市港北区樽町 3 - 7 - 60	285,800		285,800	1.14
計		285,800		285,800	1.14

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,336	20,546
受取手形及び売掛金	21,771	22,258
電子記録債権	1,564	1,450
製品	4,964	4,765
原材料及び貯蔵品	1,298	1,112
部分品	3,030	2,963
仕掛品	4,826	5,917
その他	7,335	8,406
貸倒引当金	12	11
流動資産合計	67,117	67,408
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具（純額）	43,298	40,594
その他（純額）	27,897	28,055
有形固定資産合計	71,196	68,650
無形固定資産	821	779
投資その他の資産	12,215	11,018
固定資産合計	84,233	80,448
資産合計	151,351	147,857

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,678	16,218
電子記録債務	3,452	3,853
短期借入金	4,455	8,054
1年内返済予定の長期借入金	9,563	9,000
未払法人税等	928	678
賞与引当金	1,133	1,612
役員賞与引当金	59	74
その他	6,821	7,452
流動負債合計	43,092	46,944
固定負債		
長期借入金	8,000	7,381
退職給付に係る負債	1,604	1,527
その他	2,626	2,360
固定負債合計	12,230	11,269
負債合計	55,323	58,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,200	6,200
資本剰余金	10,264	10,264
利益剰余金	63,908	62,574
自己株式	249	249
株主資本合計	80,123	78,789
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,801	2,436
為替換算調整勘定	2,727	6,774
退職給付に係る調整累計額	573	528
その他の包括利益累計額合計	499	4,866
新株予約権	330	330
非支配株主持分	16,073	15,389
純資産合計	96,027	89,643
負債純資産合計	151,351	147,857

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
売上高	41,344	41,519
売上原価	36,336	37,081
売上総利益	5,008	4,437
販売費及び一般管理費	3,347	3,349
営業利益	1,660	1,087
営業外収益		
受取利息	27	68
受取配当金	82	88
為替差益	332	
その他	25	37
営業外収益合計	467	194
営業外費用		
支払利息	25	27
為替差損		1,643
その他	0	1
営業外費用合計	26	1,672
経常利益又は経常損失()	2,101	390
特別利益		
固定資産売却益	27	0
特別利益合計	27	0
特別損失		
固定資産廃棄損	7	0
減損損失	1	0
投資有価証券評価損		323
その他		0
特別損失合計	9	324
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	2,119	715
法人税等	883	38
四半期純利益又は四半期純損失()	1,236	753
非支配株主に帰属する四半期純利益	107	109
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,128	863

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	1,236	753
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	548	365
為替換算調整勘定	289	4,777
退職給付に係る調整額	36	51
その他の包括利益合計	295	5,091
四半期包括利益	1,531	5,844
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,383	5,229
非支配株主に係る四半期包括利益	147	614

【注記事項】

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
減価償却費	2,600百万円	2,719百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	990	40.00	平成27年3月31日	平成27年6月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月11日 取締役会	普通株式	470	19.00	平成28年3月31日	平成28年6月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	米州	アジア	
売上高				
外部顧客への売上高	8,720	19,652	12,971	41,344
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,384	93	104	3,583
計	12,105	19,745	13,075	44,927
セグメント利益	1,258	311	130	1,701

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,701
セグメント間取引調整額	40
四半期連結損益計算書の営業利益	1,660

当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	米州	アジア	
売上高				
外部顧客への売上高	8,194	21,364	11,959	41,519
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,716	311	215	3,243
計	10,911	21,676	12,174	44,762
セグメント利益	853	551	726	1,028

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,028
セグメント間取引調整額	59
四半期連結損益計算書の営業利益	1,087

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	45円54銭	34円85銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (百万円)	1,128	863
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期 純損失金額() (百万円)	1,128	863
普通株式の期中平均株式数(千株)	24,769	24,769
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	45円19銭	
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	195	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成28年7月14日開催の取締役会において資金調達することを決議いたしました。当該資金調達の内容は次の通りであります。

(1) 資金調達の目的

既存拠点能力増強のための投融資及び銀行借入の返済資金

(2) 調達金額

11,000百万円

(3) 利率

固定金利

(4) 資金調達先

株式会社みずほ銀行、株式会社横浜銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、
株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社常陽銀行

(5) 資金調達方法

長期借入金

(6) 借入期間

7年間又は5年間

(7) 担保提供

なし

(8) 借入実施時期

平成28年7月19日から平成28年7月29日及び平成28年8月25日(予定)

2 【その他】

平成28年5月11日開催の取締役会において、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	470百万円
1株当たりの金額	19円00銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成28年6月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月12日

株式会社ヨロズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 本 千 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 表 晃 靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨロズの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヨロズ及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。